

改正建設業法及び公共工事 入札契約適正化法のポイント

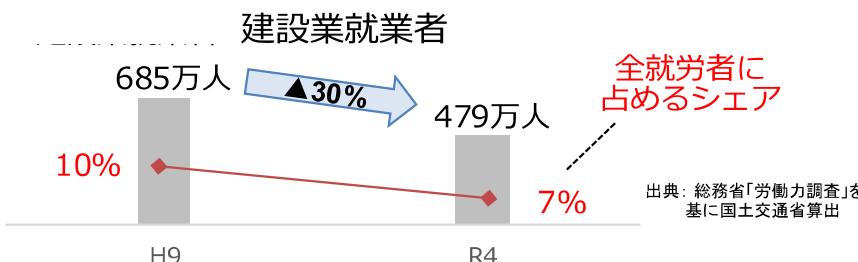
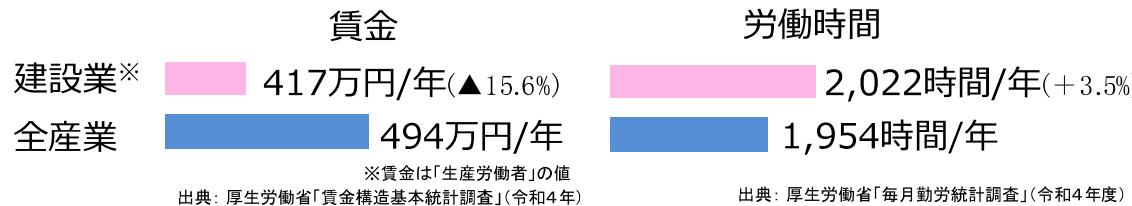
令和6年11月
中国地方整備局 建政部

※本資料の一部には、令和6年10月1日・2日に開催された「労務費の基準」の検討の進め方に関する専門工事業団体等向け説明会の資料を引用した箇所がありますが、当日現在の情報であることに留意。

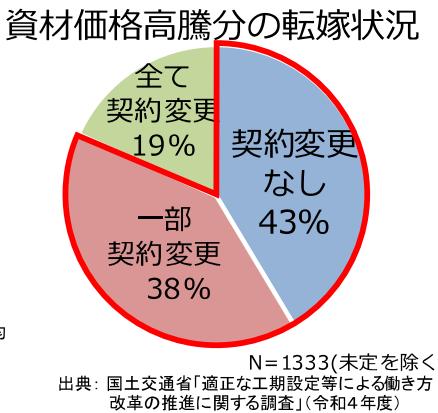
建設業法等の改正の背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い**
→ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な**転嫁**が進まず、**労務費を圧迫**



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が**「地域の守り手」**等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革
・
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者の」値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、

待遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

待遇改善

賃金の引上げ

労務費への しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の待遇改善

○労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

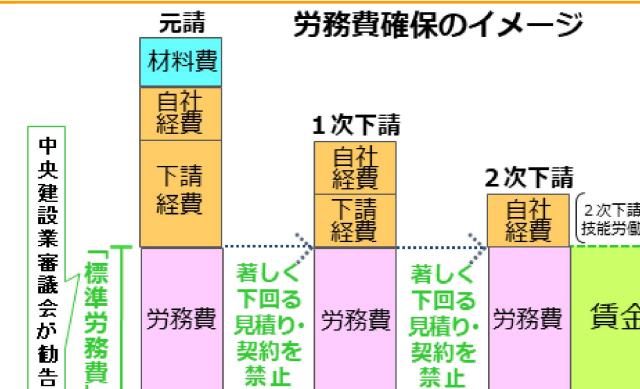
○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化 (例、遠隔通信の活用)

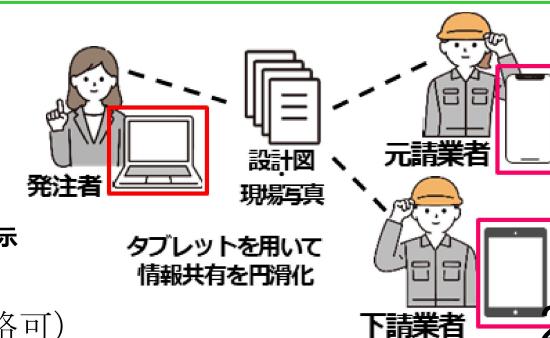
・国が現場管理の「指針」を作成 (例、元下間でデータ共有)

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が カメラ映像を確認し、現場へ指示



施行時期について

令和6年

6月14日

～9月

公布

3月以内

施行①

- ・大臣の調査権限付与
- ・労務費基準の中建審作成権限

6月以内

施行②

- ・価格転嫁協議の円滑化ルール
(「変更方法」の契約書記載、おそれ情報通知・誠実協議)
- ・I C T 活用による現場管理の効率化
- ・現場技術者専任義務の合理化

1年6月以内

施行③

- ・著しく低い労務費等の禁止
- ・受注者による原価割れ契約の禁止
- ・工期ダンピング対策の強化 等

令和7年

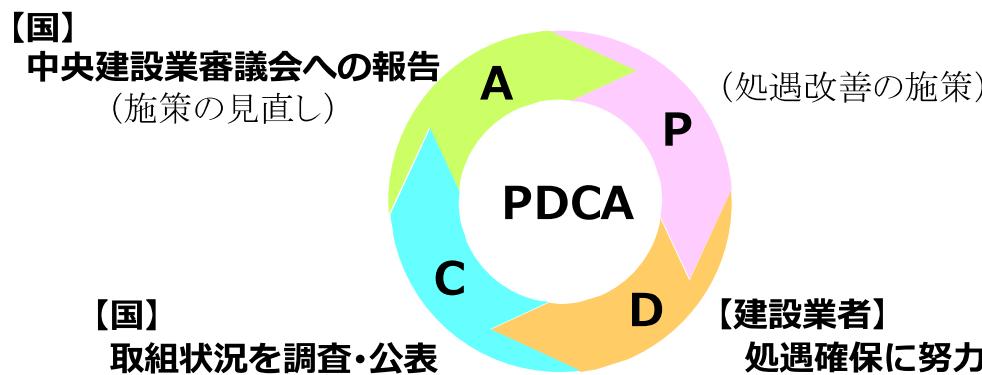
～12月

～12月

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

→ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼
(注文者)を**禁止**
※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

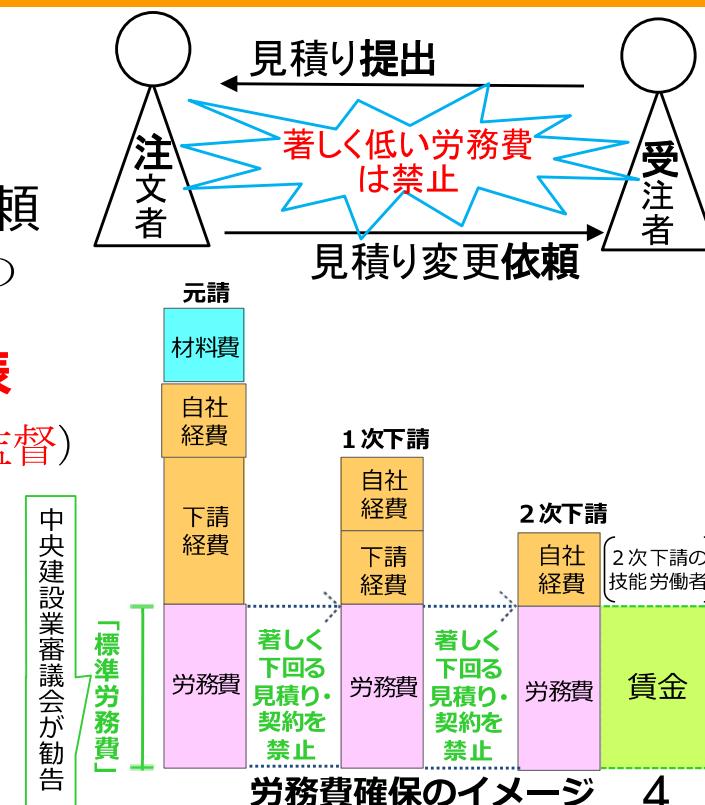
→ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)

(3) 不當に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



処遇改善

労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七（略）

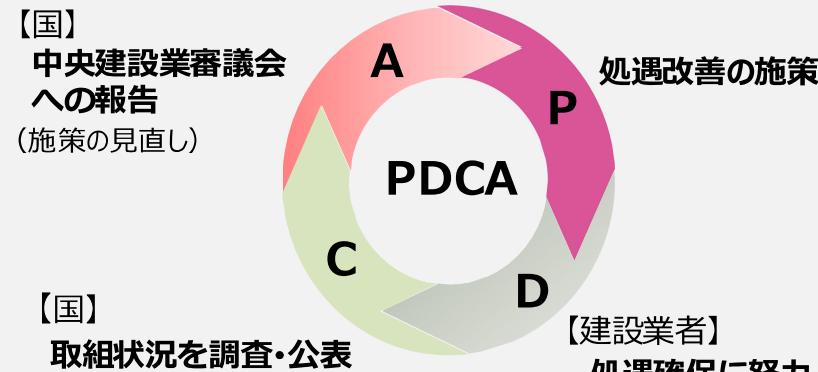
2 建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

国による取組状況の調査等

建設Gメン(※)の調査等

- ◆ 建設Gメンの実地調査や書面調査を通じ、労務費の見積り実態や価格交渉の実情など、請負契約の実態を把握

↓
- ◆ 不適当な取引行為に対しては改善指導を行い、取引の適正化を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施。



※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。
本省・地方整備局等の職員により構成 (R6時点 : 135名)

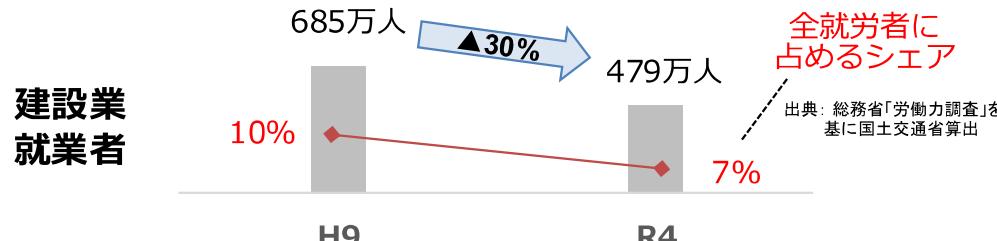
中央建設業審議会への報告

- ◆ 国(建設Gメン)は、建設業者の取組状況を調査・公表、中建審に報告

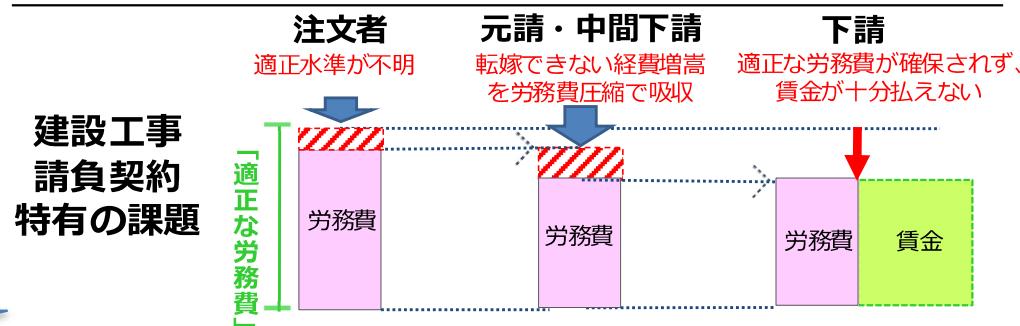
↓
- ◆ 制度的に対応すべきものについては、中建審で改善策を講じ、施策のスパイラルアップを図る。

技能労働者の待遇を巡る建設業界の状況

- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、**担い手の確保が困難**。
- 中長期的に担い手を確保するため、労働行政が担保する最低賃金に留まらない、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ**等の待遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約において、**労務費（賃金の原資）**は、相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の待遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利等の性質により、過度な重層下請構造の下、技能者を雇用する下請業者まで適切に確保されていない。
- 担い手の確保により建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するため、建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に行き渡らせるための新たなルールが必要**。



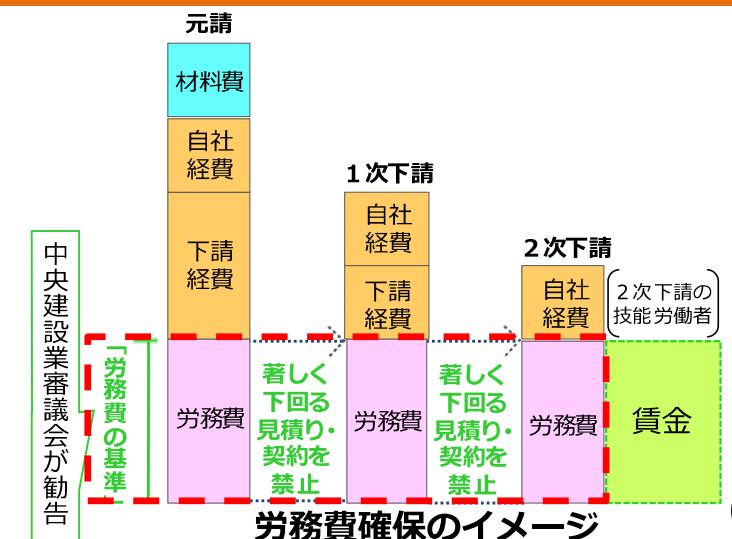
賃金	建設業※	432万円/年(▲15.0%)	※賃金は「生産労働者」の値
	全産業	508万円/年	



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化（建設業法25条の27）。
- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請・下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成（建設業法34条）し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象とする。

✓ 「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施等により、改正法の実効性を確保。



改正後の建設業法(労務費の基準関係)

労働者の待遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

2 建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

4 国土交通大臣は、前三項の規定による取組に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3 (略)

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るために特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、実質的には 適正な労務費が確保されないのと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「総価」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積・契約されていなければ、適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**



契約
段階

不正当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも禁止



技能者への賃金の確実な行き渡り

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

- ◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

- ◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

- ◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

受注者

- ◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

- ◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

- ◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく低い労務費等」とした場合…>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価割れ契約」を結んだ場合…>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

- 「著しく低い労務費」をどのように判断するのか？



- 「著しく低い」か否かは、「労務費の基準」を基準に判断。
- 一方、「著しく低い」の水準を「マイナス10%」等の具体的な数値により対外的に明示することには課題。
(実際に取引される労務費が下限値（基準マイナス〇%）に張り付くおそれ)



- 業法違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」(※)の作成・周知を検討。

※業法上違反となるおそれがある行為、または、違反となる行為事例について
実際の違反事例を含め、分かりやすく記載したガイドラインを想定

- 取引の現場に混乱を生じさせないよう柔軟に運用

- 第三次扱い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

(学識者等)

榎並 友理子 (日本アイ・ビー・エム(株)執行役員公共事業統括部長)
 惠羅 さとみ (法政大学社会学部准教授)
 大森 有理 (弁護士)
座長 小澤 一雅 (政策研究大学院大学教授)
 楠 茂樹 (上智大学法学部教授)
 佐藤 あいさ (パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長
 兼 人事・総務労務室長)
 西野 佐弥香 (京都大学大学院工学研究科准教授)
 長谷部 康幸 (全国建設労働組合総連合賃金対策部長)
 堀田 昌英 (東京大学大学院工学系研究科教授)
 前田 伸子 ((公社)日本建築積算協会専務理事)

(受注者側)

青木 富三雄 ((一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長)
 荒木 雷太 ((一社)岡山県建設業協会会长・(一社)全国建設業協会元副会長)
 岩田 正吾 ((一社)建設産業専門団体連合会会长)
 白石 一尚 ((一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長)
 土志田 領司 ((一社)全国中小建設業協会会长)

(発注者側)

太田 清 (三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長)
 小沼 豊 (松戸市建設部長)
 小林 秀行 (東京都財務局技術管理担当部長)
 丸山 優子 ((株)山下PMC代表取締役社長)
 渡邊 美樹 ((独)都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略・
令和6年9月10日現在

主な論点

○ 「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 入札時・契約時における実効性の確保
- ・ 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保
- ・ 行政（Gメン）による検証

○ 「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催

- ①労務費の基準に関する経緯
- ②主要な論点に対する考え方
 - ・「基本方針」について重点的に議論、合意
- ③今後の検討の進め方について 等

10月下旬 第2回WG開催

11月以降、職種ごとに随時、基準素案の作成に向けて意見交換

12月頃 第3回WG開催

(以降、意見交換のフィードバックを踏まえ、2～3ヶ月に1回程度開催)

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

(1) 「労務費の基準」の目的

- **適正な水準の労務費**（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、**技能労働者の賃金として行き渡ること**を目指す。
 - 具体的には、
 - ・**契約当事者間での価格交渉時に参照**できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の**相場観として機能**させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、**行政が指導監督する際の参考指標**としても活用すること
- を目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の**活用方法を分かりやすく示す**とともに、**契約時に労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく**。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、**業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこと**とする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する**労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて**、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する**処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施**や、場合によっては、改正建設業法に基づく**指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着**を図ることとする。
 - ①労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ②確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③これらのルールの行政による検証、

など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、**公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定**することとする。

(3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1t、1m³作業当たりいくら）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか）の部分での競争の余地を残すこととする。
- いたん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。

今後議論する事項①

2. 「労務費の基準」の実効性確保について

(1) 入札時・契約時における実効性の確保

2-1. 契約の際に、「労務費の基準」が「相場観」として機能するためにはどうすべきか。

- ・見積・契約の方法をどのように変えるべきか(材工分離による見積や契約をどう推進すべきか)。
- ・見積・契約時に「労務費の基準」をどう取扱うべきかについて、当事者の理解を得るためにどうすればいいか。
- ・「労務費の基準」により、逆に労務費の引下げに繋がらないようにするためにどうすべきか。(基準を上回る額の見積をどう扱うか)

2-2. 公共工事の入札において、「労務費の基準」の実効性をどう確保するか。

2-3. 労務費に加えて法定福利費(事業者負担分)も確保されるようにするためにどうすべきか。
・「労務費の基準」と法定福利費の事業者負担分との関係性をどう整理すべきか

(2) 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保

2-4. 注文者が支払った労務費が専門工事業者まで行き渡ることや、行き渡った労務費に基づく適切な賃金支払いを担保するためにどうすべきか。

(3) 行政による検証

2-5. 実効性を確保するためにどのように検証を行うことが有効的か。

- ・発注者が規制的手法を行使されるのはどのような場合か。特に個人の注文住宅発注者等に対して配慮は不要か。



これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

今後議論する事項②

3. 「労務費の基準」の作成について

(1) 「労務費の基準」の計算方法

3-1. 「公共工事設計労務単価×歩掛」によることを議論の出発点としていいか。

(2) 「労務費の基準」の作成単位

3-2. 地域差や工種・規格の違いを、どのように考慮して作成するか。

(3) 「労務費の基準」の改定

3-3. どの程度の頻度で、また、どのような計算方法で改定するか。また、短期的
・局所的な労務費の上下落にどう対応するか。



これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

※前ページと本ページに記載した論点について、これまでに寄せられた意見等は、第1回WG資料（下記の資料4-3）に掲載。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00034.html

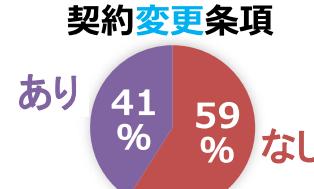
労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。

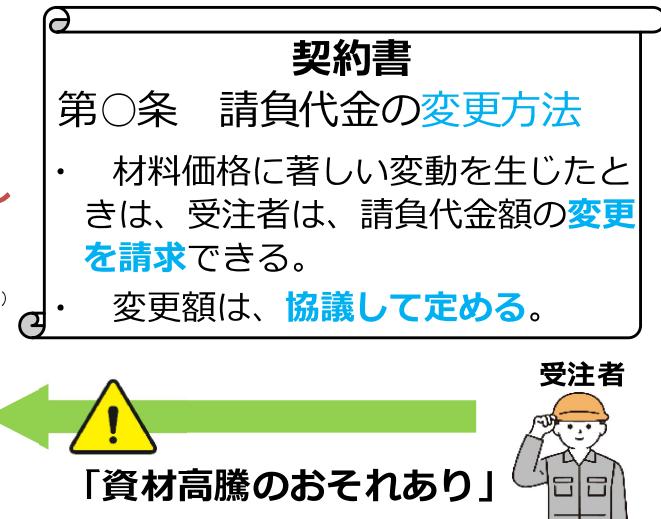


契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を
契約書の法定記載事項として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を
注文者に**通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)



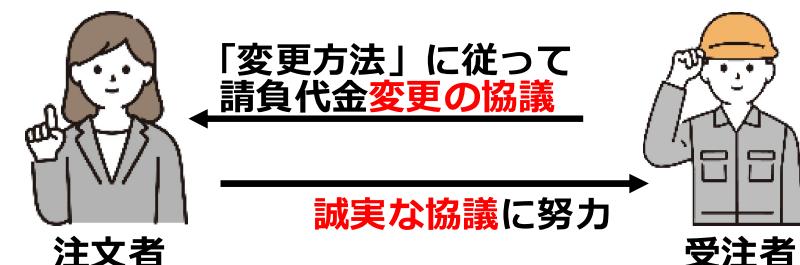
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

→ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- 1位 作業員の増員 25%
- 2位 休日出勤 24% } 4割超
- 3位 早出や残業 17%

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

→ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更是、契約書の法定記載事項(現行)

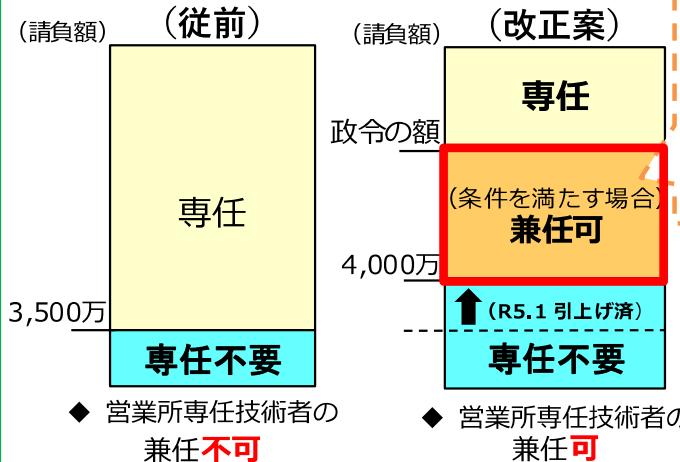
○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

→ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



(注)請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



元請業者
設計図
現場写真
下請業者

- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁必要。
- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

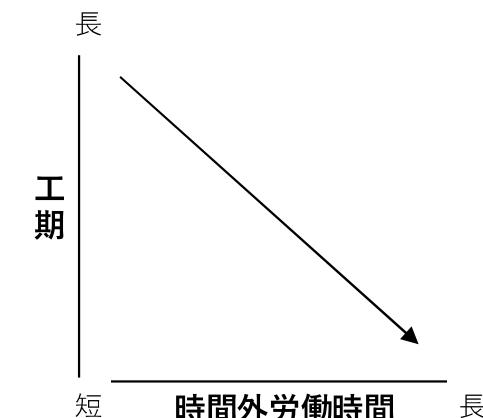
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

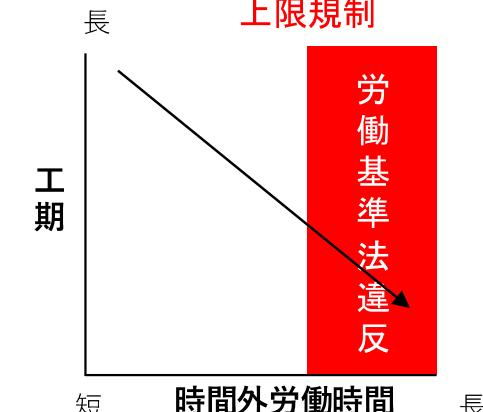
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）（1/2）

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正することにあり、そのためには、適正な工期設定を行いう必要があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

【工期と長時間労働の関係】



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反となる。

通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」**（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）（2/2）

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになつてないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになつてないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い**場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになつてないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかつたり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

発注者

著しく短い工期による契約

(ア) 勘告

許可行政庁

(イ) 勘告・指示

駆け込み
ホットライン 等

違反の疑いを
通報

元請業者
(建設業者)

著しく短い
工期による契約

一次下請業者
(建設業者)

(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勘告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

★勘告・公表に至った事例はR6.6現在まだ存在しない

☆「注意喚起」事例についてはある

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勘告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勘告を受けた発注者がその勘告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勘告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勘告や、同法第28条を根拠とする指示処分を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

発注者・元請への啓発

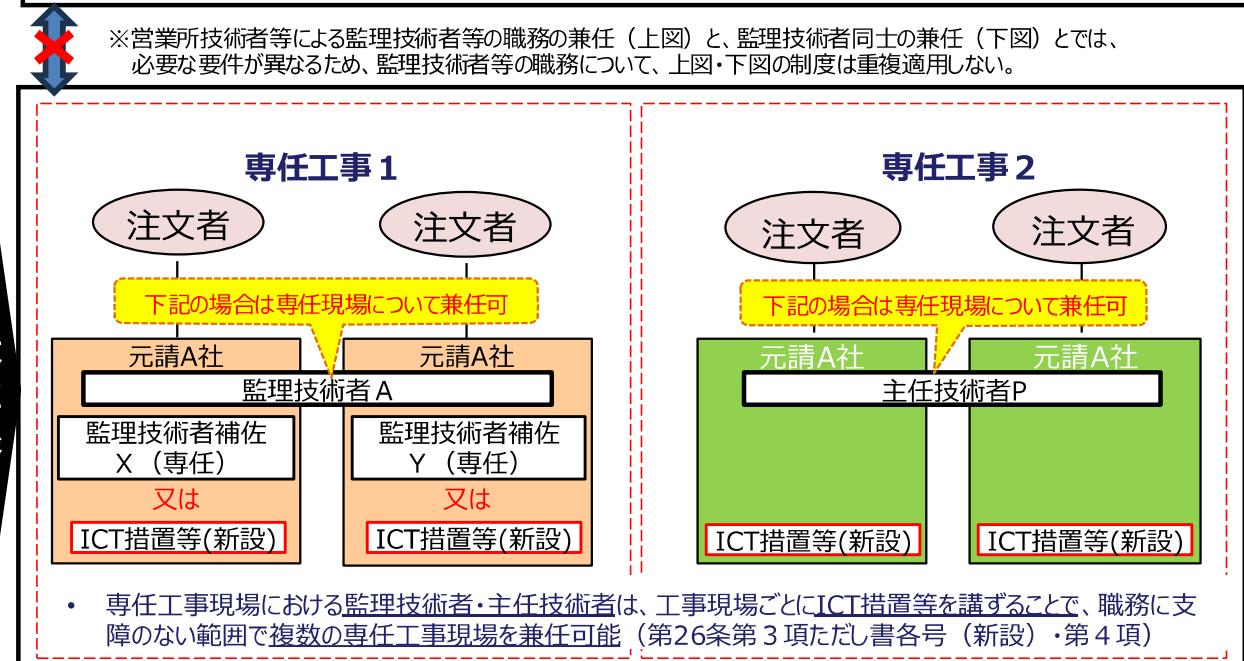
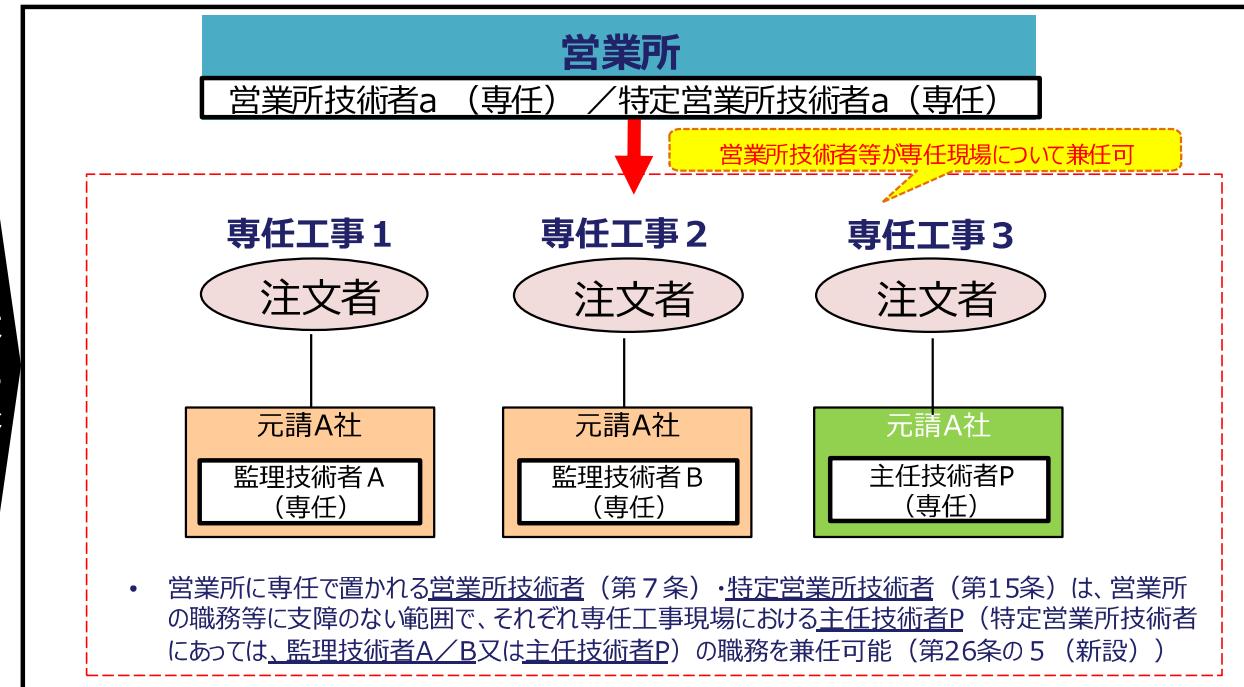
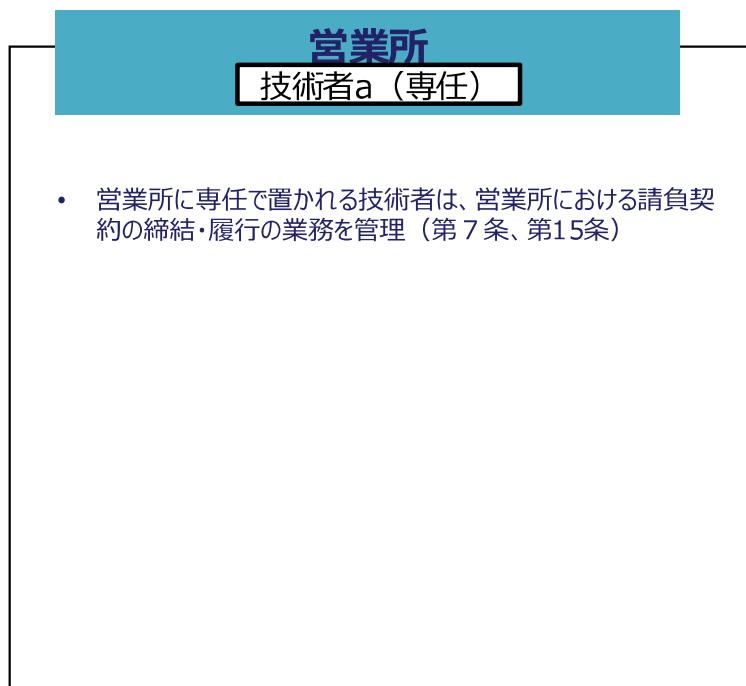
○「モニタリング調査」

元請を直接訪問して実施するヒアリングとして、適正工期の確保に特化した調査を各地方整備局が実施。労働局担当者が同行し、下請へのしわ寄せ状況などに目配りする。

○「建設業関係労働時間削減推進協議会」

都道府県別に労働局が主催する。従来の地方整備局や建設業団体に、地元の経済団体など民間発注者団体を加え、地域の建設関係者全体で意思疎通する。

※令和6年12月1日施行予定



公共工事において何が変わるか（新規制等の公共工事への適用）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

【1年6ヶ月以内施工】

- 公共工事の見積書・入札金額内訳書（※）における著しく低い労務費等の禁止

※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定

- 公共工事における著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止

【1年6ヶ月以内施工】

- 公共工事における受注者による原価割れ契約の禁止

【6ヶ月以内施工】

- 公共工事の入札時点での受注（予定者）によるリスク情報の提供

【6ヶ月以内施工】

- 公共工事における契約変更協議（※）への誠実応諾義務

※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【1年6ヶ月以内施工】

- 公共工事における受注者による工期ダンピングの禁止

今後のスケジュール

以下のいずれも施行前に公共発注者・建設業界等には必要に応じた協議・事前周知を実施

<令和6年度>

秋～冬頃（6ヶ月以内施工部分への対応）

- ・ 入札時のリスク情報の提供の運用について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 契約変更協議を申出可能な事象について、国土交通省令において規定

※国土交通省令に規定する事象は、スライド条項等の公共約款の契約変更条項による現行運用を踏まえて規定する予定

- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

<令和7年度>

秋～冬頃（1年6ヶ月以内施工部分への対応）

- ・ 入札内訳書等に記載する「労務費等」について、国土交通省令において規定
- ・ 発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

約束手形に関する最新の動向

約束手形は廃止の方向！
使う場合はできるだけ手形期間を短く！ **令和6年改正**

下請代金の支払いは、できるだけ現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分は現金**で支払うよう配慮しなければなりません。手形で支払う場合においても、**手形期間は120日以内（令和6年11月以降は60日以内）**で、できるだけ短い期間に！

元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。



できるだけ**現金**で！



手形期間は、
120日以内で、できるだけ短く

【建設業法第24条の6第3項】

特定建設業者が注文者となつた下請契約(当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。)に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による**「割引を受けることが困難であると認められる手形」**を交付してはならない。

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、
手形期間が120日を超える手形により下請代金の支払を行った場合
(建設業法令遵守ガイドライン(第9版)より)

●おおむね**令和6年までに、60日**を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用見直しの検討を行うこととしている。

(「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号))

●**令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組**を促進する

(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定))

留意点

- **令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進する**よう留意。
- 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について(案)」により、
手形期間は令和6年11月より60日以内とされる

改正法の実効性確保

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

適切な価格転嫁 [労務費指針への対応状況 資材価格の転嫁協議状況]

- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施

適正な下請代金の支払

- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

建設業相談窓口の紹介

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

國 土 交 通 省
不動産・建設経済局 建設業課

～建設業法違反通報窓口～

駆け込みホットライン



なくそう違反、
あつたら通報！

TEL .  **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

國 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局
建政部 建設産業課